

平成25年度第1回入札監視委員会議事録

- 1 日 時 平成25年5月17日(金) 午後2時00分から
- 2 場 所 第4庁舎 4階第7会議室
- 3 出席者 委 員 小倉委員長、川島委員、土田委員
事務局 財 政 局 資産管理部 竹花資産管理部長
資産管理部契約課
澁谷課長、星野企画担当課長、
小澤課長補佐・契約管理係長、
栗山土木契約係長、茂木建築契約係長、
沼田調整担当係長、松田企画担当係長
まちづくり局 施設整備部大規模施設建設担当
稲本課長、橋内係長、塚本職員
施設整備部施設保全担当
小山田課長、服部課長補佐
港 湾 局 川崎港管理センター整備課
石渡課長、江藤係長
川崎区役所 道路公園センター整備課
須藤課長、野村土木整備係長
多摩区役所 道路公園センター整備課
伊藤課長、太尾土木整備係長、
井上公園整備係長
上下水道局 水道部施設整備担当
澤登課長、有馬係長
交 通 局 企画管理部経理課
田中課長補佐

その他各局関係職員
- 4 議 題 (1) 入札・契約手続の運用状況等について
(2) 平成24年10月から平成25年3月までの発注工事の抽出事
案について
(3) その他
- 5 公開・非公開の別 公開 (一部非公開となる場合あり)
- 6 傍聴者数 1名
- 7 発言の主な内容

事務局 [平成25年度第1回入札監視委員会の開催宣言]

委員長 [委員長あいさつ]

議題1の「入札・契約手続の運用状況等について」事務局から報告を求める。

事務局

[議題1について]

○「入札方式別発注工事総括表」(資料1)について報告

財政・水道・交通・病院の各局において、平成24年10月から平成25年3月までに発注した工事について、契約方法別に件数を報告

○「入札方式別発注工事一覧表」(資料2)について報告

表示内容について説明

(工事名・工事種別・契約金額・予算執行担当局名及び随意契約の根拠法令)

○「平成24年度指名停止等一覧(後期分)」(資料3)について報告

「川崎市競争入札参加資格者指名停止等要綱」に基づき、平成24年度後期に指名停止等を行った事案を報告

委員長

[事務局説明に対する質疑について]

委員長

指名停止等一覧の中で、正当な理由なく履行しなかったとあるが、具体的にはどのようなことか。

事務局

「株式会社 日本情報産業」は委託業務として、平成25年度の市民税・県民税のデータ入力の普通徴収及び特別徴収のそれぞれ1本ずつ受注したが、受注者側の都合により業務の完遂が困難であるとして契約の解除を申し出られたものであり、契約解除及び損害賠償請求を行った。

委員長

その後のタイムスケジュール等は大丈夫だったか。

事務局

本件は指名競争入札で行っており、当該入札に参加した業者の中で、応札額や過去の受注経験を勘案し、短期間でも業務完遂の確実性が高いことから2者と随意契約をし、スケジュール通りに完了した。

委員

契約件数は例年より多いのか。

事務局

例年に比べ、大幅に件数が多いということはない。

委員

審議対象案件について、契約金額250万円以上の案件としているが、それはこういった基準のもとで決定されているのか。

事務局 軽易工事の対象金額が250万円以下となっており、その金額をベースにして判断させていただいている。

委員長 [議題2について]
議題2の「平成24年10月から平成25年3月までの発注工事の抽出事案について」事務局からの説明を求める。

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「等々力陸上競技場メインスタンド改築工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [一般競争入札の抽出事案「等々力陸上競技場メインスタンド改築工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 低入札価格調査の対象とするということは、基本的に市としては履行できない可能性があると考えていると思うのだが、価格の差異がどこにあったため当該価格で履行できると判断したのか。

事務局 本件は基本的には単価等により予定価格を作成しているが、設計・施工一括方式で発注しているため、どのような設計にするかによって価格は大幅に異なってくるものである。そのため要求水準を満たした上で、コンパクトな設計ができた落札業者は金額を安く設定することができている。また、大規模な工事であるほど、部材や人工を効率的に工夫する余地があり、価格が低くなりやすいという傾向がある。

委員 それは落札業者の企業努力ということになるのか。

事務局 その通りである。低入札価格調査の中で、業者の積算と市の積算を見比べた上で、乖離が大きいところについてはその価格で履行できる理由を確認している。

委員 今回は、低入札価格調査対象となったために、積算の中のどこが大きく違うのかを知ることができたと思われるため、低入札価格調査対象となるかどうかは大きな問題であると思われる。今回は低入札価格調査基準価格が約89%で設定されているが、その根拠は何か。

事務局 「川崎市建設工事低入札価格調査取扱要領」及び「川崎市工事請負契約に係る最低制限価格取扱要綱」があり、その中で具体的な調

	<p>査基準価格の設定方法が決められており、設計金額を計算式に代入し、算出している。</p>
委員	<p>本件で設置している技術提案評価委員会というものは、他の案件でもよくあることなのか。</p>
事務局	<p>それほど多くはない。</p>
委員	<p>技術提案評価委員会の評価が高かった業者が落札しているが、それでほぼ決まってしまうということはないのか。</p>
事務局	<p>総合評価では技術評価点と応札価格によって落札者が決定する。技術評価点が高くとも価格が高ければ落札できないということも十分ありうる。</p>
委員	<p>委員会の法的な設置根拠としてはどのようなものがあるのか。</p>
まちづくり局	<p>まちづくり局の中に要領で審査委員会が設けられ、関係者に意見を求めることができるとされており、今回は委員会方式で意見を聞いている。</p>
委員	<p>評価委員会の構成員はいつも決まった割合があるのか。</p>
事務局	<p>学識経験者を何名入れる等の構成員についてのルールはなく、案件に合わせて適宜設定している。</p>
委員	<p>1者無効とあるが、具体的にはどのような理由によるのか。</p>
事務局	<p>市で設定した要求水準を満たしていないものがあつた。具体的にどこを満たしていないかということについて、当該企業の信用力に関わる部分もあるため、詳細な公表は控えている。参加者の提案内容はそれぞれヒアリングで確認し、間違つた理解がないようにした上で有効か無効を判断している。</p>
委員	<p>要求水準書を見た上で、市の要求水準よりも参加者自らの提案のほうがもっと良いと考えて提案してきたという可能性もあるのではないか。</p>
事務局	<p>要求水準は最低限満たすべきものであり、これを満たしていない場合は、他の業者と同一条件で入札していると言ひ難くなる場合も</p>

あり、公平性に問題があると考えられる。

委員 市の想定外に良いものであっても無効となるのか。

事務局 入札の公平性に問題がなければ有効と考えている。

委員 加点になるか無効になるかの判断が難しいのではないかと。

まちづくり局 今回の案件については、要求水準書内で行うよう指定した部分について、「行わない」というものだったため、無効とした。

委員 要求水準を一つでも満たさないと無効になるのか。

まちづくり局 その通りである。それは本件の入札説明書にも記載している。

委員 無効であることは業者に対して告知をするのか。

まちづくり局 応募企業それぞれに対しては説明をしている。

【委員長により質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「施設再構築 長沢浄水場 2系ろ過池機械設備工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [一般競争入札の抽出事案「施設再構築 長沢浄水場 2系ろ過池機械設備工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 落札率がかなり低く、そもそもの予定価格が高すぎるように思えるのだが、そのように落札率が低くなった理由は何か。

上下水道局 低入札価格調査内で、受注者から、他の発注者からも同様の案件を受注しているためスケールメリットが得られるということに加え、自社製品で製作するため安く施工できると説明を受けた。今回の工事は機械製作費が大部分を占めるものであるため、そこで価格が下げられているということである。また、低入札価格調査のヒアリングにおいて、川崎市が提示した仕様についても、受注者に誤解がないかを確認しており、本市の仕様通りに製作できることを確認している。

委員 低入札価格調査結果概要には以前に第1期工事を受注しているため受注意欲が高かったと記載されているが、他の業者も同様の金額を入れている。やはり予定価格が高すぎるように思える。

上下水道局 もう1社については、ヒアリングしていないため、応札額が低くなった具体的な理由は不明である。今般の設計単価の設定に関しては標準的な単価にはない特殊なものであるため、専門業者に価格調査の委託をした上で単価を算出・決定している。

委員 以前、国や県の積算基準を使用していると聞いたと思うが、そのような調査会社に価格調査を委託するというのは良く行うのか。

事務局 工事に質による。土木工事であると標準単価を使用しており、単価は公表している。そのため、工事によっては、業者においても市の設計額と同様の積算がかのうとなる。それに対し、建築工事や機械工事であると民間の業者に見積りを取るものがある。

【委員長により質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○一般競争入札の抽出事案「浮島2期廃棄物B護岸築造その13工事」及び「浮島2期廃棄物C護岸築造その6工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [一般競争入札の抽出事案「浮島2期廃棄物埋立B護岸築造その13工事」及び「浮島2期廃棄物埋立C護岸築造その6工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 同様の案件がいくつもある中で、落札率に開きがあるが、この2件のどのようなところに違いがあるのか。

事務局 「浮島2期廃棄物埋立B護岸築造その13工事」については、製作されたケーソンを千葉の製作場所から曳航し、設置するものであり、これに対し、「浮島2期廃棄物埋立C護岸築造その6工事」はすでに設置されているケーソンの後ろ側に石材を入れる裏込め工を行うだけの工事であるという違いがある。また、その13工事については工事規模が小さく、利益が出づらかったということに対し、その6工事は工事規模も大きく、業者の工夫によっては利益が出やす

い工事であったものと思われる。

委員 参加資格として、「等々力陸上競技場メインスタンド改築工事」及び「施設再構築 長沢浄水場 2系ろ過池機械設備工事」には地域要件が設定されていないが、「浮島2期廃棄物埋立B護岸築造その13工事」及び「浮島2期廃棄物埋立C護岸築造その6工事」は市内又は準市内業者としているのは、前者の工事のほうが難しい工事であるからか。

事務局 前者の2工事はWTO対象工事となるため、地域要件を設定することができないものであった。それ以外の工事であれば、原則としては市内業者に限定するが、工事の難易度によっては地域要件を市外・準市内とすることもある。

委員 その6工事は多くの業者が参加しており、価格の近い業者が多い。そうすると総合評価における1点が落札できるか左右しているが、総合評価の評価における基準というものはあるのか。

事務局 評価項目については「川崎市総合評価一般競争入札実施要綱」において、どのような場合が何点になるかは決まっている。

委員 低入札調査結果概要の中で、「その12工事」をやっていると記載があるが、その場合、その業者が点数で有利とわかってしまうのではないか。

事務局 他都市の実績であっても加点となる上、会社としての実績だけでなく、本工事にどの技術者を配置するかということで点数が異なることになるため、本市の契約実績があるということのみで著しく不公平になるということはないと考えている。

【委員長により質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「川崎国際生田緑地ゴルフ場管理用通路補修工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [指名競争入札の抽出事案「川崎国際生田緑地ゴルフ場管理用通路補修工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 本工事は落札率がかなり高く、予定価格の範囲内の業者が1社であるということを鑑みて、予定価格の設定が厳しいと思われるのだが、どのように考えているのか。

事務局 本工事はそもそも公表単価を使用しており、業者も市の設計と同様の積算ができると考えられるが、発注時期が年末であり、手持ち工事が多いことや夜間工事であることから敬遠したと考えられる。さらに、単価については1㎡あたりいくらというものなので、工事範囲がまとまって○○㎡というものと分割されて○○㎡というものでは同じ設計額・工事量であっても業者の利益の出方に差が出ることとなる。

委員 もしも2回目で不調となっていたら3回目の入札をするのか。

事務局 原則として3回目の入札を行わずに、設計を見直すこととなる。

委員 繁忙期は価格が高くなるということは工事以外の様々な分野であっても往々にしてあることである。時期的に厳しいということであれば、そのような要素を予定価格作成の際に考慮した上で予定価格を設定することはできないのか。

多摩区役所 単価は概ね4ヶ月に1度見直しており、その時期の単価を使用し、設計については標準積算基準書の歩掛りを使用しているため繁忙期用の特別単価を作成するということはできない。

事務局 すべての業者がその時期手持ち工事が多いとも限らないこともあり、そうした単価を作成することはない。

委員 発注時期をずらして、もっと早く発注することはできるか。

事務局 本市は早期発注を増やすよう取り組んでいるが、設計や入札に時間を要する大きい工事が時期的に先の発注となってしまうことは事実である。

【委員長により質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○指名競争入札の抽出事案「とどろきアリーナ屋上防水補修工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [指名競争入札の抽出事案「とどろきアリーナ屋上防水補修工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 今回の審議対象期間における防水工事はほとんどの落札率90%となっている。概ね90%での落札になると業界内で知られている

ということはないのか。また、積算の基準を見直す等をした上で予定価格を変えていくということはできるのか。

まちづくり局 防水工事はほとんどが単価により予定価格が作られる。そして、その単価は業者に対して行った見積りを元に作成している。結果的には90%という落札率が多いが、開札状況表をみる限り、概ね最低制限価格を狙った入札をしているように思える。防水工事を一般競争入札として発注した場合は参加業者も多く、競争の激しい業種であるため、多少安くなっても落札したいという業者が多いと思われる。

委員 当該施設は指定管理者制度を採用しているようだが、工事中はその管理会社の収入である利用料が減少すると思われる。工事自体は夜間に行ったのか。

まちづくり局 屋上防水工事の工事範囲は施設の外部のみなので、施設利用を停止したという期間はなかった。

委員 そのような工事を行う場合、管理者の意見を聞くのか。

事務局 市では工事を執行する前年度に予算を作成する必要があるため、その時点で指定管理者との調整をしている。

【委員長により質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意契約の抽出事案「市道浮島町1号線道路冠水対策（ポンプ施設）工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [随意契約の抽出事案「市道浮島町1号線道路冠水対策（ポンプ施設）工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 随意契約理由書において、「株式会社 日新」からの指示があるとの記載があるが、このような指示のみで決まってしまうのか。それとも、川崎市に一定の考慮の余地はあるのか。

事務局 川崎市は工事現場周辺には道路しか土地を保有しておらず、「株式会社 日新」の土地に配水管を通させてもらっている。その上で、当該業者からは工場に支障が出ないようにということで指示をされている。

川崎区役所 川崎市から「株式会社 日新」に対し協力の依頼をしている。「株式会社 日新」からは承諾されたが、「東亜建設工業 株式会社 横浜支店」に施工させる旨の文書もらっている。そのために随意契約となった。

委員 特命随契とは何か。

事務局 随意契約には緊急であるがために行う随意契約など、様々なものがあるが、その業者以外の施工ができないものについては特命随契と呼ばれる。

委員 「株式会社 日新」から指定された業者からの見積りが高すぎた場合でもその価格で契約するのか。

事務局 工事内容について精査した上で契約しており、まったくの言い値で契約するということはない。不要なものが入っていないかのチェックをする等、不必要な内容がないようにしている。

【委員長により質疑がないことが確認され、次の議題へ】

事務局 ○随意契約の抽出事案「長沢浄水場太陽光発電設備設置工事」の入札条件・落札結果等について説明

委員長 [随意契約の抽出事案「長沢浄水場太陽光発電設備設置工事」の事務局の説明に対する質疑について]

委員 公募型プロポーザル方式を採用しているとのことだが、なぜそのような発注としたのか。

事務局 市が設計内容を示すことができないような企業独自の技術力を工事に反映できるよう公募型プロポーザル方式を採用している。プロポーザルにて提出された技術提案及び価格を上下水道局内の評価委員会で審査し、工事請負会社を特定している。

上下水道局 市で標準的な仕様を設定せずに、業者に提案を求め、最も良い提案業者を相手方として特定した上で、具体的な内容を詰めていき、契約している。

委員 技術提案内容を重くみると思うが、価格はどの段階で提案されるのか。

上下水道局 実施説明書の中で価格についても評価項目として設定しているため、技術提案と一緒に見積価格も提案してもらい、全体として評価している。

委員 その後、提案された金額が変わるということもあるのか。

上下水道局	本件の予定価格は、業者が作成した提案時の価格は見積りであり、この見積りを基準に、本市で定めている設計基準単価を適用するなどして設計し、予定価格を作成しているため、提案時の見積りと契約額は最終的に異なることとなる。
委員	プロポーザル型を採用するという事は、市に先端技術に関する知識が足りないため採用しているとのことだと思うが、市側に技術に対する情報が無い中でどのように価格交渉ができるのか。そもそもそのような情報は業者側にしかない場合が多いのではないか。
上下水道局	ある程度の見積りは事前にとった上で提案価格の上限を決めている。そのため、市側もまったく技術に対する情報がないというわけではない。
委員	外部の有識者による委員会のようなものは設置していないのか。
事務局	水道部の中で評価委員会を設置し、その中で外部の有識者の意見を聞いている。
委員	提案の上限価格が18億となっているが、実契約と違いすぎると思われるが、どのような概算を行ったのか。
上下水道局	水道部で想定した設備構成をもとに見積りを取った上で、一定の査定をして金額を算出している。
事務局	太陽光パネルの価格自体が年々安くなっている。価格が大幅に下がっているのは、想定時に比べて太陽光パネルの単価が大きく下落しているということもあると考えられる。
委員長	以上で審議を終了したい。 審議の結果、平成24年度後期の入札・契約事務については、いずれも適正に執行されていたと確認する。
委員長	[議題3 その他について]
事務局	○次回の事案の抽出委員について 委員会の運営指針により、土田委員が抽出委員である旨を確認。
	○平成25年度後期の委員会の開催日について 平成25年11月20日（水）14時30分に委員会を開催するこ

とを予定。(会場は未定)

[閉会]

委員長

それでは、これで平成25年度第1回川崎市入札監視委員会を閉会
する。